



事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであるため、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、当事者である国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	特措法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給する措置を講ずることにより、感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る必要があることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、合理的な支出となっている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、真に必要な経費である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金に充てるための資金を交付するものであり、今後も提訴者数、証拠書類の受理状況等を勘案し必要な経費の確保に努める必要がある。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	集団予防接種によりB型肝炎に感染した被害者に対し給付金を支給し、この感染問題の解決を図るための事業であるが、事業の必要性及び執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行となるよう努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	新24-067	平成24年	941

厚生労働省 34,484百万円

特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するため、社会保険診療報酬支払基金に対し基金を造成するために必要な経費を交付

【交付】

A 社会保険診療報酬支払基金 34,484百万

裁判により和解した方々に対し給付金等を支給するため基金を造成し支給する。

【基金造成】

○収入収支	収入*	支出	基金残高
平成24年度	80,523百万円	36,581百万円	43,942百万円
*23年度の基金残額 46,482百万円及び利息を含む			

○債務保証額 平成24年度900億円

○活動指標及び活動実績

	平成23年度	平成24年度
B型肝炎訴訟の和解者数(累計)	249人	2903人

○保有割合と算出方法

(保有割合)0.05

(算出方法)  $43,942 \text{百万円} \div 800,000 \text{百万円} = 0.05$

※1

※2

※1…24年度までの基金保有額

※2…平成23年7月29日閣議決定「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」の別添「集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み(骨子)の「4.財源」に明記された給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円から、執行状況を踏まえ今後検討とされた0.3兆円を除いた額0.8兆円

○前年度の基金に関する資金の使途

特措法に基づき、給付金等として和解者に対し支給する。

【随意契約】

B 民間会社等 8社 252百万円

裁判により和解した方々に対し給付金を支給するための体制整備等を行う

【一般競争入札】

C (株)TIS 87百万円

裁判により和解した方々に対し給付金を支給するためのシステム開発等

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 社会保険診療報酬支払基金			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	基金の造成等	34,023			
職員諸給与	職員の給与等	94			
委託費	システム開発経費等	339			
委託費以外の 管理諸費	使用料及び賃借料等	28			
計		34,484	計		0
B. 国民健康保険中央会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	無症候性持続感染者に係る定期検査費等 の支払に係る事務を行うための体制整備	169			
計		169	計		0
C.(株)TIS			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	給付金支給管理システム開発等	87			
計		87	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	裁判により和解した方々に対し給付金等を支給するため基金を造成し支給する。	34,484		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国民健康保険中央会	無症候性持続感染者に係る定期検査費等の支払に係る事務を行うための体制整備	169	随意契約	
2	(株)みずほ情報総研	特定B型肝炎システム構築に伴う基幹系システムの改修	31	随意契約	
3	(株)エヌ・ティ・ティエムイー	給付金等支給相談窓口運用業務等	31	随意契約	
4	(株)日立製作所	会計システム・月報ツール改修費等	18	随意契約	
5	(有)監査法人トーマツ	監査報酬	2	随意契約	
6	(株)共栄広告社	決算等に関する公告委託料等	1	随意契約	
7	(株)岡田電気商会	サーバーラック増設に伴う電源設備工事	0.2	随意契約	
8	(株)みずほ信託銀行	退職給付会計に係る会計諸数値計算委託手数料	0.1	随意契約	
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)TIS	給付金支給管理システム開発等	87	4	25%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					